



京都市会の
ココが
知りたい!

第6回

請願・陳情～皆さんの願いをお聞かせください～

市会に関する基本的なことや、その時々話題について、皆さんにわかりやすくお伝えするコーナーです(不定期掲載)。今回は、「請願・陳情」について解説します。



Q.1 請願・陳情って、どういうものなの？



A. 請願・陳情は、市民の皆さんが、国や市、議会などに**実現してほしいと思うことを申し出ること**だよ。請願は国民の基本的な権利の一つとされているんだ。また、外国籍や未成年の方でも、請願・陳情できるんだよ。



Q.2 請願と陳情の取扱いはどう違うの？



A. 市会に提出された請願は、本会議で常任委員会に付託されて審査が行われるんだよ。市会として請願の内容に賛成で、実現すべきと判断されたものは、「採択」となるんだ。委員会での審査結果を踏まえて、最終的に本会議で**「採択」か「不採択」かの決定**がされるんだよ。陳情も請願と同じように常任委員会で審査するけど、採択、不採択の結論は出さないよ。



Q.3 どうすれば市会に請願・陳情できるの？



A. 市会に請願をするには、**議員の紹介が必要で、文書で提出**するという決まりがあるんだ。一方、陳情には、議員の紹介は必要ないんだよ。



Q.4 請願が採択されたらどうなるの？



A. 採択された請願の内容が、市長が実現に向けて取り組むべきものであれば、市長にその内容を通知するんだよ。市会としては、その後も必要に応じて、常任委員会等で市の取組状況を確認しているよ。

請願・陳情の提出方法などは市会事務局議事課（電話222-3703）にお問い合わせください。

クイズに挑戦!

市会に請願を行う場合に必要なものは？（ヒント：「○○の紹介」）

クイズ
の答え

議員の紹介

です。